

厚生労働省福島労働局発表
令和7年12月19日(金)

担当
当

【照会先】

福島労働局職業安定部職業対策課

課長 坂内 隆

課長補佐 澤田 孝久

地方障害者雇用担当官 佐藤 加奈子

TEL 024(529)5463

福島労働局職業安定部・ハローワーク
公式マスコットキャラクター『福まる』



障害者雇用状況の集計結果 (令和7年6月1日現在)

～ 県内の民間企業に雇用されている障害者数は**6,001.0人**、実雇用率**2.43%**と過去最高を更新～
～ 県内の民間企業における実雇用率が**全国平均を上回る**～

福島労働局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、県内に本社機能を有する企業のうち常用労働者40.0人以上の規模の障害者を雇用する義務のある事業主などから、令和7年6月1日現在における障害者(身体障害者、知的障害者及び精神障害者)の雇用状況の報告を求め、集計結果を取りまとめましたので公表いたします。

なお、福島労働局及び県内ハローワークでは、今後も引き続き障害者向けチーム支援を中心とした手厚い就職支援のほか、障害者雇用不足企業を対象とした企業向けチーム支援や「障害者就職面接会」等の開催によるマッチングの推進、「精神・発達障害者しごとサポートー養成講座」及び「精神・発達障害者雇用促進セミナー」の実施、更には障害者雇用優良中小事業主認定制度「もにす認定企業」の積極的周知広報・認定企業拡大を行うことにより、企業の「障害者を雇用しなければならない」という意識を再認識していただき、更なる雇用の促進と定着支援を図って参ります。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉 (法定雇用率2.5%)

- 雇用障害者数は**6,001.0人**と過去最高を更新 (前年比184.0人増)
- 実雇用率は**2.43%(同0.02ポイント上昇)** ※全国平均2.41%(前年同率)
- 法定雇用率達成企業の割合は**55.3%(同0.5ポイント上昇)** ※全国平均46.0%(前年同率)

〈公的機関等〉 (法定雇用率2.8% 都道府県教育委員会は2.7%)

・福島県知事部局等 : (5機関)	雇用障害者数 220.5人	実雇用率 2.92%(同0.01ポイント上昇) ※全国平均 3.03% 福島県▲0.11P
・福島県教育委員会 :	雇用障害者数 265.5人	実雇用率 1.80%(同0.15ポイント低下) ※全国平均 2.31% 福島県▲0.51P
・市町村等 :	(84機関) 雇用障害者数 576.0人	実雇用率 2.29%(同0.04ポイント低下) ※全国平均 2.69% 福島県▲0.40P
・独立行政法人等 :	(5機関) 雇用障害者数 121.0人	実雇用率 2.73%(同0.28ポイント低下) ※全国平均 2.67% 福島県+0.06P

※法定雇用率未達成の企業・機関等については、福島労働局及びハローワークにおいて、引き続き雇用率達成に向けた指導・支援を行って参ります。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は6,001.0人で、前年より184.0人増加（対前年比3.2%増）し、平成21年度から連續で過去最高となった。
- ・ 雇用されている障害者のうち、身体障害者は3,183.5人（対前年比0.5%増）、知的障害者は1,331.0人（同2.3%増）、精神障害者は1,486.5人（同10.3%増）と、全ての障害種別において前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.43%（前年は2.41%）、法定雇用率達成企業の割合は55.3%（同54.8%）であった。

[1 総括表(1)、2 グラフ、3 詳細表(1)]

○ 企業規模別の状況

- ・ 雇用されている障害者の数は、40.0～100人未満規模の企業で1,335.0人（前年は1,258.5人）、100～300人未満で1,704.5人（同1,665.5人）、300～500人未満で625.5人（同595.0人）、500～1,000人未満で746.0人（同664.5人）、1,000人以上で1,590.0人（同1,633.5人）と、1,000人以上を除いた企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、40.0～100人未満規模の企業で2.04%（前年は2.03%）、100～300人未満で2.37%（同2.33%）、300～500人未満で2.47%（同2.45%）、500～1,000人未満で2.60%（同2.47%）、1,000人以上で2.88%（同2.90%）と、1,000人以上規模企業以外のすべての企業規模で前年より上昇した。なお、500～1,000人未満規模企業および1,000人以上規模企業で、法定雇用率を上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満規模の企業で53.0%（前年は52.4%）、100～300人未満が59.4%（同58.8%）、300～500人未満が60.3%（同59.7%）、500～1,000人未満が57.8%（同52.3%）、1,000人以上が56.5%（同64.0%）となり、1,000人以上を除いた企業規模で前年より上昇した。

[3 詳細表(2)]

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農林漁業」「建設業」「製造業」「医療・福祉」「複合サービス事業」「サービス業」の業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率は、「鉱業・採石業・砂利採取業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「卸売業・小売業」「金融業・保険業」「学術研究、専門・技術サービス業」「医療・福祉」「複合サービス事業」「サービス業」の業種で前年より上昇しており、「鉱業・採石業・砂利採取業」（3.05%）、「卸売業・小売業」（2.76%）、「医療・福祉」（2.68%）、「複合サービス事業」（2.72%）が法定雇用率を上回っている。

[3 詳細表(3)]

2 公的機関における在職状況

(1) 都道府県の機関（法定雇用率2.8%）

福島県知事部局等の機関は5機関あり、在職している障害者の数は220.5人で、前年より14.5人増加、7.0ポイント上昇しており、実雇用率は2.92%と、前年に比べ0.01ポイント上昇した。なお、5機関中4機関が達成^(注1)。

[1 総括表(2)①、3 詳細表(4)]

(2) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

福島県教育委員会に在職している障害者の数は265.5人で、前年より27.0人増加、11.3ポイント上昇しているものの、実雇用率は1.80%と、前年に比べ0.15ポイント低下した。

[1 総括表(2)②、3 詳細表(5)]

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

市町村の機関は84機関あり、在職している障害者の数は576.0人で、前年より12.5人増加、2.2ポイント上昇しているものの、実雇用率は2.29%と、前年に比べ0.04ポイント低下した。なお、84機関中37機関が達成^(注2)。

[1 総括表(2)③、3 詳細表(6)]

3 独立行政法人等における雇用状況

県内にある独立行政法人等（法定雇用率2.8%）は5機関あり、雇用されている障害者の数は121.0人で、前年より2.5人増加、2.1ポイント上昇しているものの、実雇用率は2.73%と、前年に比べ0.28ポイント低下した。なお、5機関中3機関が達成^(注)。

[1 総括表(2)④、3 詳細表(7)]

注1 法定雇用率未達成であった1機関については、令和7年12月15日までに達成済み。

注2 法定雇用率未達成であった10機関については、令和7年12月15日までに達成済み。

注3 法定雇用率未達成であった1機関については、令和7年12月15日までに達成済み。

障害者の雇用状況の推移（福島県） (令和7年6月1日現在)

1 総括表

(1) 民間企業における障害者の雇用状況（法定雇用率2.5%）

機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
1,682 (1,645)	246,624.5 人 (240,919.5 人)	6,001.0 人 (5,817.0 人)	2.43 % (2.41 %)	930 / 1,682 (901 / 1,645)	55.3 % (54.8 %)

(2) 公的機関等における障害者の雇用状況

① 福島県知事部局（法定雇用率2.8%）

機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
5 (4)	7,539.5 人 (7,073.0 人)	220.5 人 (206.0 人)	2.92 % (2.91 %)	4 / 5 (3 / 4)	80.0 % (75.0 %)

※福島県知事部局のうち、法定雇用率未達成であった1機関については、令和7年12月15日までに達成済み。

② 福島県教育委員会（法定雇用率2.7%）

機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
1 (1)	14,786.5 人 (12,208.5 人)	265.5 人 (238.5 人)	1.80 % (1.95 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)

③ 市町村等機関（法定雇用率2.8%）

機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
84 (86)	25,178.0 人 (24,233.5 人)	576.0 人 (563.5 人)	2.29 % (2.33 %)	37 / 84 (43 / 86)	44.0 % (50.0 %)

※市町村等機関のうち、法定雇用率未達成であった10機関については、令和7年12月15日までに達成済み。

④ 独立行政法人等（法定雇用率2.8%）

機関数	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
5 (5)	4,425.5 人 (3,943.0 人)	121.0 人 (118.5 人)	2.73 % (3.01 %)	3 / 5 (5 / 5)	60.0 % (100.0 %)

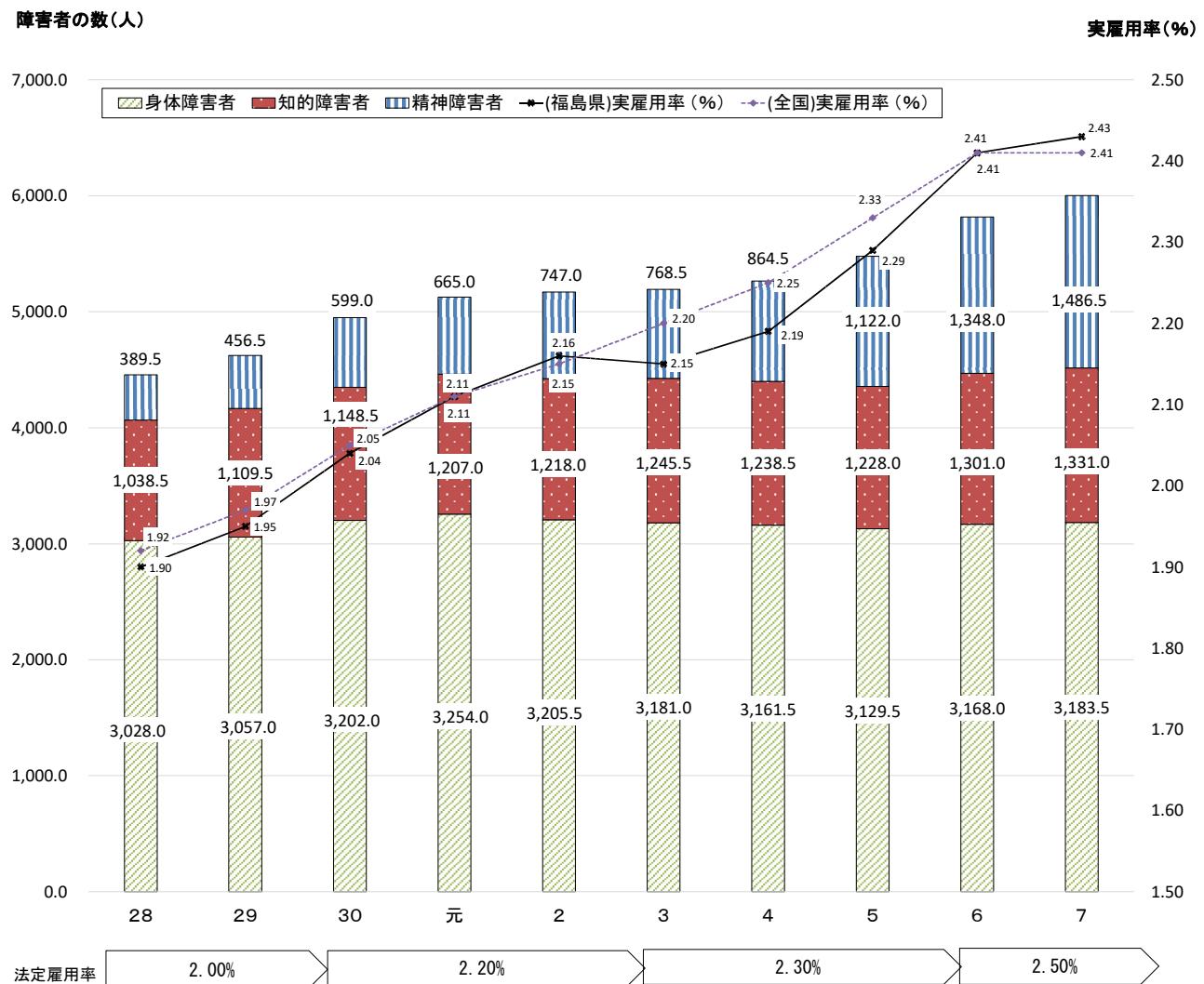
※独立行政法人等のうち、法定雇用率未達成であった1機関については、令和7年12月15日までに達成済み。

- 注 1 (1)表および(2)(4)表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 (2)①②③表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 4 ()内は、令和6年6月1日現在の数値である。

2 グラフ

実雇用率と雇用されている障害者数の推移（過去10年間）

実雇用率と雇用されている障害者数の推移



年	企業数	障害者の数(人)		福島県実雇用率(%)		全国平均実雇用率(%)	法定雇用率達成企業の割合(%)	対前年増減
		対前年増減	対前年増減	対前年増減	対前年増減			
平成 28 年	1,319	4,456.0	211.5	1.90	0.06	1.92	53.6	3.10
29	1,326	4,623.0	167.0	1.95	0.05	1.97	55.7	2.10
30	1,425	4,949.5	326.5	2.04	0.09	2.05	53.1	△ 2.60
令和 元 年	1,464	5,126.0	176.5	2.11	0.07	2.11	54.7	1.60
2	1,456	5,170.5	44.5	2.16	0.05	2.15	55.7	1.00
3	1,512	5,195.0	24.5	2.15	△ 0.01	2.20	53.1	△ 2.60
4	1,520	5,264.5	69.5	2.19	0.04	2.25	54.3	1.20
5	1,519	5,479.5	215.0	2.29	0.10	2.33	56.7	2.40
6	1,645	5,817.0	337.5	2.41	0.12	2.41	54.8	△ 1.90
7	1,682	6,001.0	184.0	2.43	0.02	2.41	55.3	0.50

注1：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成23年～令和5年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者

重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、精神障害者

重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）

重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注2：法定雇用率は平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

3 詳細表

(1)福島県全体の雇用状況

区分	①企業数	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③身体障害者の数						④知的障害者の数						⑤精神障害者の数						⑥障害者計	⑦実雇用率	⑧法定雇用率達成企業数	⑨法定雇用率達成企業の割合
			a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	d. 重度以外の知的障害者である特定短時間労働者	e. 重度知的障害者である短時間労働者	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 精神障害者である特定短時間労働者	f. 計 $c + d + e \times 0.5$						
福島県	企業 1,682 (1,645)	人 246,624.5 (240,919.5)	人 841 (836)	人 177 (172)	人 1,189 (1,187)	人 204 (210)	人 67 (64)	人 3,183.5 (3,168.0)	人 89 (92)	人 48 (52)	人 902 (854)	人 394 (390)	人 12 (32)	人 1,331.0 (1,301.0)	人 869 (787)	人 555 (501)	人 125 (120)	人 1,486.5 (1,348.0)	人 6,001.0 (5,817.0)	% 2.43 (2.41)	企業 930 (901)	% 55.3 (54.8)		

〔3(1)表の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 ③④a 欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、③④⑤f 欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、③④d 欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに③④⑤e 欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、③④⑤f 欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、③④b 欄及び⑤d 欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

4 ③④のa c 欄及び⑤のc 欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、③④のb d 欄及び⑤のd 欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、③④⑤のe 欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 () 内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2)企業規模別の雇用状況

区分	①企業数	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③身体障害者の数						④知的障害者の数						⑤精神障害者の数						⑥障害者計	⑦実雇用率	⑧法定雇用率達成企業数	⑨法定雇用率達成企業の割合
			a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	d. 重度以外の知的障害者である特定短時間労働者	e. 重度知的障害者である短時間労働者	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 精神障害者である特定短時間労働者	f. 計 $c + d + e \times 0.5$						
規模計	企業 1,682 (1,645)	人 246,624.5 (240,919.5)	人 841 (836)	人 177 (172)	人 1,189 (1,187)	人 204 (210)	人 67 (64)	人 3,183.5 (3,168.0)	人 89 (92)	人 48 (52)	人 902 (854)	人 394 (390)	人 12 (32)	人 1,331.0 (1,301.0)	人 869 (787)	人 555 (501)	人 125 (120)	人 1,486.5 (1,348.0)	人 6,001.0 (5,817.0)	% 2.43 (2.41)	企業 930 (901)	% 55.3 (54.8)		
40.0~100人未満	1,070 (1,026)	65,477.5 (61,858.5)	183 (194)	68 (56)	303 (276)	57 (49)	5 (12)	768.0 (750.5)	18 (18)	12 (16)	108 (102)	96 (81)	3 (4)	205.5 (196.5)	145 (127)	206 (178)	21 (13)	361.5 (311.5)	1,335.0 (1,258.5)	2.04 (2.03)	567 (538)	53.0 (52.4)		
100~300人未満	471 (478)	71,832.5 (71,517.0)	269 (266)	42 (48)	386 (409)	42 (45)	17 (15)	995.5 (1,019.0)	28 (25)	16 (13)	206 (195)	51 (53)	0 (1)	303.5 (285.0)	274 (240)	115 (109)	33 (25)	405.5 (361.5)	1,704.5 (1,665.5)	2.37 (2.33)	280 (281)	59.4 (58.8)		
300~500人未満	73 (72)	25,362.5 (24,326.0)	103 (89)	13 (9)	147 (144)	13 (15)	5 (2)	375.0 (339.5)	5 (8)	8 (7)	85 (89)	24 (27)	0 (1)	115.0 (126.0)	86 (84)	44 (40)	11 (11)	135.5 (129.5)	625.5 (595.0)	2.47 (2.45)	44 (43)	60.3 (59.7)		
500~1,000人未満	45 (44)	28,743.0 (26,925.5)	113 (109)	10 (10)	136 (135)	14 (12)	8 (8)	383.0 (373.0)	9 (8)	7 (2)	120 (98)	35 (26)	0 (0)	162.5 (129.0)	134 (113)	58 (42)	17 (15)	200.5 (162.5)	746.0 (664.5)	2.60 (2.47)	26 (23)	57.8 (52.3)		
1,000人以上	23 (25)	55,209.0 (56,292.5)	173 (178)	44 (49)	217 (223)	78 (89)	32 (27)	662.0 (686.0)	29 (33)	5 (14)	383 (370)	188 (203)	9 (26)	544.5 (564.5)	230 (223)	132 (132)	43 (56)	383.5 (383.0)	1,590.0 (1,633.5)	2.88 (2.90)	13 (16)	56.5 (64.0)		

注 3(1)の表に同じ

(3)産業別の雇用状況

区分	①企業数	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③身体障害者の数						④知的障害者の数						⑤精神障害者の数						⑥障害者計	⑦実雇用率	⑧法定雇用率達成企業数	⑨法定雇用率達成企業の割合	
			a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.重度身体障害者である短時間労働者	f.計	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者である短時間労働者	d.重度知的障害者である短時間労働者	e.重度知的障害者である短時間労働者	f.計	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.精神障害者である特定短時間労働者	f.計							
産業計	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%			
	(1,682)	246,624.5	(841)	(177)	(1,189)	(204)	(67)	(3,183.5)	(89)	(48)	(902)	(394)	(12)	(1,331.0)	(869)	(555)	(125)	(1,486.5)	(6,001.0)	(2.43)	(930)	(55.3)			
	(1,645)	(240,919.5)	(836)	(172)	(1,187)	(210)	(64)	(3,168.0)	(92)	(52)	(854)	(390)	(32)	(1,301.0)	(787)	(501)	(120)	(1,348.0)	(5,817.0)	(2.41)	(901)	(54.8)			
農、林、漁業	(12)	(902.0)	(693.5)	(2)	(0)	(5)	(1)	(0)	(9.5)	(7.5)	(1)	(0)	(6)	(0)	(0)	(8.0)	(2)	(2)	(0)	(4.0)	(21.5)	(2.38)	(5)	(41.7)	
	(10)	(693.5)	(1)	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(4.0)	(4.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2.0)	(2.52)	(5)	(50.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	(2)	(131.0)	(132.0)	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(4.0)	(4.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(4.0)	(3.05)	(2)	(100.0)
	(2)	(132.0)	(1)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(4.0)	(4.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(4.0)	(3.03)	(2)	(100.0)
建設業	(175)	(11,623.5)	(8,822.0)	(56)	(3)	(54)	(1)	(1)	(170.0)	(144.5)	(0)	(0)	(7)	(0)	(0)	(7.0)	(24)	(2)	(1)	(26.5)	(203.5)	(1.75)	(95)	(54.3)	
	(135)	(8,822.0)	(48)	(4)	(44)	(1)	(0)	(1)	(144.5)	(0)	(0)	(7)	(0)	(0)	(7.0)	(10)	(2)	(0)	(13.0)	(164.5)	(1.86)	(77)	(57.0)		
製造業	(440)	(54,337.5)	(55,301.5)	(202)	(15)	(305)	(9)	(0)	(728.5)	(744.5)	(35)	(9)	(222)	(18)	(0)	(310.0)	(182)	(31)	(5)	(215.5)	(1,254.0)	(2.31)	(263)	(59.8)	
	(449)	(55,301.5)	(203)	(19)	(314)	(10)	(1)	(1)	(744.5)	(0)	(33)	(9)	(219)	(16)	(0)	(302.0)	(152)	(33)	(7)	(188.5)	(1,235.0)	(2.23)	(257)	(57.2)	
電気・ガス・熱供給水道業	(6)	(734.5)	(749.5)	(2)	(0)	(6)	(0)	(0)	(10.0)	(10.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(1)	(1)	(0)	(2.0)	(12.0)	(1.63)	(3)	(50.0)	
	(6)	(749.5)	(2)	(0)	(6)	(0)	(0)	(0)	(10.0)	(10.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(1)	(1)	(0)	(2.0)	(12.0)	(1.60)	(3)	(50.0)	
情報通信業	(28)	(3,951.0)	(4,008.0)	(17)	(1)	(9)	(1)	(2)	(45.5)	(46.5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(21)	(2)	(0)	(23.0)	(68.5)	(1.73)	(14)	(50.0)	
	(30)	(4,008.0)	(16)	(1)	(13)	(1)	(1)	(2)	(46.5)	(46.5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(25)	(0)	(1)	(25.5)	(72.0)	(1.80)	(13)	(43.3)	
運輸業、郵便業	(123)	(11,987.0)	(10,348.5)	(53)	(8)	(78)	(4)	(2)	(195.0)	(211.0)	(0)	(0)	(19)	(5)	(0)	(21.5)	(23)	(7)	(3)	(31.5)	(248.0)	(2.07)	(64)	(52.0)	
	(116)	(10,348.5)	(61)	(6)	(79)	(5)	(3)	(3)	(211.0)	(0)	(0)	(18)	(1)	(0)	(18.5)	(17)	(7)	(0)	(24.0)	(253.5)	(2.45)	(65)	(56.0)		
卸売業、小売業	(220)	(55,512.5)	(56,244.5)	(144)	(39)	(180)	(66)	(34)	(557.0)	(574.0)	(26)	(9)	(391)	(221)	(8)	(566.5)	(218)	(159)	(60)	(407.0)	(1,530.5)	(2.76)	(111)	(50.5)	
	(223)	(56,244.5)	(146)	(45)	(184)	(75)	(31)	(31)	(574.0)	(0)	(30)	(14)	(369)	(26)	(0)	(568.0)	(210)	(153)	(69)	(397.5)	(1,539.5)	(2.74)	(110)	(49.3)	
金融業、保険業	(19)	(6,265.0)	(6,427.0)	(36)	(2)	(32)	(2)	(0)	(107.0)	(110.0)	(1)	(0)	(6)	(0)	(0)	(8.0)	(27)	(2)	(0)	(29.0)	(144.0)	(2.30)	(10)	(52.6)	
	(19)	(6,427.0)	(36)	(2)	(35)	(2)	(0)	(0)	(110.0)	(0)	(1)	(0)	(5)	(0)	(0)	(7.0)	(24)	(0)	(0)	(29.0)	(146.0)	(2.27)	(9)	(47.4)	
不動産業、物品販賣業	(15)	(1,226.5)	(1,217.5)	(1)	(2)	(1)	(1)	(9)	(0)	(0)	(14.0)	(14.0)	(1)	(0)	(1)	(2)	(0)	(6)	(0)	(0)	(6.0)	(23.0)	(1.88)	(9)	(60.0)
	(15)	(1,217.5)	(1)	(2)	(1)	(1)	(9)	(0)	(0)	(14.0)	(14.0)	(1)	(0)	(1)	(2)	(0)	(6)	(0)	(0)	(6.0)	(24.0)	(1.97)	(7)	(46.7)	
学術研究、専門・技術サービス業	(36)	(2,621.0)	(3,523.0)	(10)	(1)	(13)	(3)	(0)	(35.5)	(40.0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1.5)	(9)	(2)	(3)	(12.5)	(49.5)	(1.89)	(18)	(50.0)	
	(37)	(3,523.0)	(11)	(1)	(16)	(2)	(2)	(0)	(40.0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.5)	(10)	(6)	(0)	(16.0)	(56.5)	(1.60)	(16)	(43.2)	
宿泊業、飲食サービス業	(43)	(5,526.0)	(5,622.5)	(7)	(2)	(18)	(7)	(3)	(39.0)	(51.0)	(4)	(5)	(31)	(7)	(0)	(47.5)	(20)	(21)	(9)	(45.5)	(132.0)	(2.39)	(25)	(58.1)	
	(46)	(5,622.5)	(12)	(0)	(21)	(8)	(4)	(4)	(51.0)	(0)	(3)	(2)	(38)	(10)	(0)	(51.0)	(14)	(15)	(7)	(32.5)	(134.5)	(2.39)	(28)	(60.9)	
生活関連サービス業、娯楽業	(38)	(6,083.5)	(5,999.0)	(17)	(8)	(20)	(6)	(0)	(65.0)	(73.5)	(1)	(3)	(33)	(7)	(0)	(41.5)	(19)	(7)	(5)	(28.5)	(135.0)	(2.22)	(17)	(44.7)	
	(42)	(5,999.0)	(20)	(8)	(21)	(9)	(0)	(0)	(73.5)	(0)	(3)	(4)	(26)	(6)	(0)	(39.0)	(22)	(5)	(6)	(30.0)	(142.5)	(2.38)	(19)	(45.2)	
教育・学習支援業	(34)	(2,931.0)	(2,623.5)	(3)	(0)	(8)	(1)	(0)	(14.5)	(18.5)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(1.0)	(10)	(6)	(2)	(17.0)	(32.5)	(1.11)	(13)	(38.2)	
	(31)	(2,623.5)	(175)	(59)	(262)	(57)	(16)	(16)	(707.5)	(0)	(20)	(18)	(108)	(2)	(110)	(2)	(228.0)	(210)	(21)	(231)	(451.5)	(1,381.0)	(2.60)	(188)	(57.7)
医療、福祉	(326)	(56,058.5)	(53,203.0)	(182)	(72)	(279)	(61)	(19)	(755.0)	(707.5)	(20)	(18)	(119)	(18)	(3)	(236.0)	(222.0)	(2)	(271)	(513.0)	(1,504.0)	(2.68)	(188)	(58.9)	
	(319)	(53,203.0)	(175)	(59)	(262)	(57)	(16)	(16)	(707.5)	(0)	(20)	(18)	(108)	(2)	(110)	(2)	(220.0)	(210)	(21)	(231)	(451.5)	(1,381.0)	(2.60)	(188)	(57.7)
複合サービス業	(14)	(5,246.0)	(5,488.0)	(33)	(4)	(26)	(2)	(1)	(97.5)	(85.5)	(0)	(0)	(13)	(5)	(1)	(16.0)	(18)	(11)	(0)	(29.0)	(142.5)	(2.72)	(8)	(57.1)	
	(14)	(5,488.0)	(71)	(22)	(140)	(36)	(5)	(8)	(326.0)	(0)	(0)	(5)	(43)	(10)	(3)	(54.5)	(56)	(27)	(8)	(87.0)	(467.5)	(2.28)	(84)	(55.6)	
サービス業	(151)	(21,488.0)	(20,516.5)	(75)	(21)	(146)	(40)	(5)	(339.5)	(326.0)	(0)	(4)	(50)	(13)	(0)	(60.5)	(61)	(31)	(9)	(96.5)	(496.5)	(2.31)	(85)	(56.3)	
	(151)	(20,516.5)	(71)	(22)	(140)	(36)	(8)	(8)	(326.0)	(0)	(0)	(5)	(43)	(10)	(3)	(54.5)	(56)	(27)	(8)	(87.0)	(467.5)	(2.28)	(84)	(55.6)	

注 3(1)の表に同じ

(4) 福島県知事部局等の雇用状況（法定雇用率2.8%）

項目 機関名	法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数（人）	障害者の数 (人)	実雇用率(%)	不足数（人）	備考
福島県知事部局	6,562.5	191.5	2.92	0.0	
福島県議会事務局	38.5	1.0	2.60	0.0	
福島県企業局	36.0	4.0	11.11	0.0	
福島県病院局	296.0	4.0	1.35	4.0	令和7年10月14日時点で不足解消済み
福島県警察本部	606.5	20.0	3.30	0.0	
合計	7,539.5	220.5	2.92	4.0	

注 1の表に同じ。

(5) 福島県教育委員会の雇用状況（法定雇用率2.7%）

項目 機関名	法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数（人）	障害者の数 (人)	実雇用率(%)	不足数（人）	備考
福島県教育委員会	14,786.5	265.5	1.80	133.5	
合計	14,786.5	265.5	1.80	133.5	

注 1の表に同じ。

(6) 市町村等機関等の雇用状況（法定雇用率2.8%） ※不足数降順

項目 機関名	法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数（人）	障害者の数 (人)	実雇用率(%)	不足数（人）	備考
喜多方市	654.0	8.0	1.22	10.0	令和7年12月1日時点で不足解消済み
いわき市医療センター	850.0	16.0	1.88	7.0	
南相馬市立総合病院	292.5	1.0	0.34	7.0	
福島市	2,158.5	54.0	2.50	6.0	
伊達市	820.0	17.0	2.07	5.0	特例認定あり
須賀川市教育委員会	288.0	4.0	1.39	4.0	
大熊町	192.0	1.0	0.52	4.0	
相馬方部衛生組合	185.0	1.0	0.54	4.0	
白河市	876.0	21.0	2.40	3.0	特例認定あり
相馬市	421.5	8.0	1.90	3.0	特例認定あり
双葉町	149.5	1.0	0.67	3.0	
郡山市	2,786.5	75.5	2.71	2.5	令和7年11月1日時点で不足解消済み、特例認定あり
公立藤田病院組合	338.5	7.0	2.07	2.0	
南会津町	263.0	5.0	1.90	2.0	
下郷町	116.5	1.0	0.86	2.0	
只見町	155.5	2.0	1.29	2.0	
檜枝岐村	73.0	0.0	0.00	2.0	
西会津町	189.0	3.0	1.59	2.0	
田村市	411.5	9.0	2.19	2.0	
矢吹町教育委員会	87.0	0.0	0.00	2.0	
塙町	73.0	0.0	0.00	2.0	令和7年12月10日時点で不足解消済み
塙町教育委員会	99.5	0.0	0.00	2.0	
富岡町	218.0	4.0	1.83	2.0	令和7年12月1日時点で不足解消済み
二本松市	842.0	21.0	2.49	2.0	令和7年10月1日時点で不足解消済み、特例認定あり
本宮市	398.5	9.0	2.26	2.0	特例認定あり
猪苗代町	151.0	2.5	1.66	1.5	
川内村	85.5	0.5	0.58	1.5	特例認定あり
福島市上下水道局	113.0	2.0	1.77	1.0	
桑折町	108.0	2.0	1.85	1.0	
三島町	68.0	0.0	0.00	1.0	
金山町	71.0	0.0	0.00	1.0	
南会津町教育委員会	83.5	1.0	1.20	1.0	
昭和村	54.0	0.0	0.00	1.0	
喜多方市教育委員会	116.5	2.0	1.72	1.0	令和7年6月23日時点で不足解消済み
北塩原村	67.0	0.0	0.00	1.0	
矢吹町	140.0	2.0	1.43	1.0	令和7年12月1日時点で不足解消済み
矢祭町教育委員会	48.0	0.0	0.00	1.0	
須賀川市	682.0	18.0	2.64	1.0	
石川町	132.5	2.0	1.51	1.0	
南相馬市教育委員会	250.0	6.0	2.40	1.0	

項目 機関名	法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数(人)	障害者の数 (人)	実雇用率(%)	不足数(人)	備考
新地町	126.5	2.0	1.58	1.0	
飯館村	153.0	3.0	1.96	1.0	令和7年7月11日時点で不足解消済み
浪江町	219.0	5.0	2.28	1.0	令和7年7月1日時点で不足解消済み
葛尾村	40.0	0.0	0.00	1.0	
大玉村	96.0	1.0	1.04	1.0	
いわき市水道局	172.5	3.5	2.03	0.5	令和7年10月1日時点で不足解消済み
大玉村教育委員会	82.0	1.5	1.83	0.5	
福島市教育委員会	553.5	16.0	2.89	0.0	
国見町	107.0	2.0	1.87	0.0	
国見町教育委員会	68.0	1.0	1.47	0.0	
川俣町	108.0	3.0	2.78	0.0	
いわき市	2,623.5	77.0	2.94	0.0	
いわき市教育委員会	524.0	14.5	2.77	0.0	
会津若松市	1,204.0	35.0	2.91	0.0	特例認定あり
磐梯町	71.0	1.0	1.41	0.0	
会津坂下町	115.0	3.0	2.61	0.0	
柳津町	99.5	2.0	2.01	0.0	
湯川村	58.5	1.0	1.71	0.0	
会津美里町	201.0	5.0	2.49	0.0	特例認定あり
会津若松地方広域市町村圏整備組合	43.5	1.0	2.30	0.0	
喜多方地方広域市町村圏組合	43.0	2.0	4.65	0.0	
田村市教育委員会	94.0	3.5	3.72	0.0	
三春町	175.5	5.0	2.85	0.0	
三春町教育委員会	92.0	3.0	3.26	0.0	
小野町	103.5	2.0	1.93	0.0	
公立小野町地方総合病院企業団	112.5	3.0	2.67	0.0	
棚倉町	107.0	2.0	1.87	0.0	
矢祭町	63.0	2.0	3.17	0.0	
西郷村	198.5	5.0	2.52	0.0	
泉崎村	128.5	4.0	3.11	0.0	
中島村	104.5	2.0	1.91	0.0	
鮫川村	66.0	1.0	1.52	0.0	
鏡石町	114.0	4.0	3.51	0.0	
鏡石町教育委員会	52.0	1.0	1.92	0.0	
浅川町	140.0	3.0	2.14	0.0	
吉殿町	100.0	2.0	2.00	0.0	
天栄村	103.0	2.0	1.94	0.0	
天栄村教育委員会	39.5	1.0	2.53	0.0	
玉川村	79.0	2.0	2.53	0.0	
平田村	90.0	2.0	2.22	0.0	
公立岩瀬病院企業団	323.5	10.5	3.25	0.0	
南相馬市	873.5	26.0	2.98	0.0	
広野町	103.0	2.0	1.94	0.0	
楓葉町	98.5	2.0	2.03	0.0	
合計	25,178.0	576.0	2.29	106.5	
全国	1,456,454.5	39,142.0	2.69	※福島県の実雇用率は、全国平均比▲0.40P	

注 1 特例認定とは、地方公共団体の機関(以下、「A機関」とする。)および当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(以下、「B機関」とする。)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

注 2 その他は1の表に同じ。

(7) 独立行政法人等の雇用状況(法定雇用率2.8%)

項目 機関名	法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数(人)	障害者の数 (人)	実雇用率(%)	不足数(人)	備考
国立大学法人 福島大学	503.0	17.5	3.48	0.0	
公立大学法人 福島県立医科大学	2,739.5	72.0	2.63	4.0	令和7年9月15日時点で不足解消済み
公立大学法人 会津大学	217.5	6.0	2.76	0.0	
独立行政法人 家畜改良センター	846.5	24.5	2.89	0.0	
福島国際研究教育機構	119.0	1.0	0.84	2.0	
合計	4,425.5	121.0	2.73	6.0	

注 1 の表に同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | | |
|---------------|-------|---|
| ○ 民間企業 | | 一般の民間企業 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業) |
| | | 特殊法人等 2. 8 %
[労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等] |
| ○ 国、地方公共団体 | | 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | | 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関) |

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	除外率適用無し
・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	10%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	20%	10%
・港湾運送業 ・警備業	25%	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	30%	20%
・林業（狩猟業を除く）	35%	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	40%	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%	35%
・石炭・亜炭鉱業	50%	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	55%	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	60%	50%
・船員等による船舶運航等の事業	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

$$\begin{aligned}
 & \text{除外率} 20\% \text{ の場合} \\
 & \left. \begin{aligned}
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 20\% = 1,013.9 \approx 1,013 \text{ 人 (端数切り捨て)} \\
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \text{ 人} \\
 & \text{基礎労働者数 } 4,056.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 101.4125 \approx 101 \text{ 人 (端数切り捨て)}
 \end{aligned} \right. \\
 & \downarrow \\
 & \text{除外率} 10\% \text{ の場合} \\
 & \left. \begin{aligned}
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 \times \text{除外率 } 10\% = 506.95 \approx 506 \text{ 人 (端数切り捨て)} \\
 & \text{常用労働者数 } 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \text{ 人} \\
 & \text{基礎労働者数 } 4,563.5 \times \text{法定雇用率 } 2.5\% = \text{雇用義務数 } 114.0875 \approx 114 \text{ 人 (端数切り捨て)}
 \end{aligned} \right.
 \end{aligned}$$

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。